短時間正社員就業規則

第1章　総則

(目的)

第1条　この就業規則 (以下「規則」という。)は、○○会社 (以下「会社」という。)の短時間正社員制度の労働条件及び服務規律を定めたものである。

(適用範囲)

第2条　この規則は 短時間正社員(1週間の所定労働時間が○時間以上○時間以下の社員であって、期間の定めのない労働契約を締結した者(育児・介護休業法で定める短時間勤務制度の適用を受ける者を除く。)をいう。)に適用される。

2　この規則に定めのない事項については、通常の正社員(以下単に「正社員」という。)に適用される就業規則及び労働基準法その他の法令の定めるところによる。

第2章 転換

(短時間正社員から通常の正社員への転換)

第3条　正社員になることを希望する短時間正社員は、会社にその旨を申し出ることができる。

2　前項の規定により申出があった場合、会社は、原則として申出日より○か月以内で期日を指定して、当該労働者を正社員へ転換させるものとする。

第3章 労働時間、休憩時間、休日及び休暇

(労働時間、休憩時間及び休日)

第4条　始業及び終業の時刻、休憩時間並びに休日は、次のいずれかとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 始業時刻 | 終業時刻 | 休憩時間 | 休日 |
| ○時○分 | ○時○分 | ○時○分から○時○分まで | ○曜日、○曜日 |
| ○時○分 | ○時○分 | ○時○分から○時○分まで | ○曜日、○曜日 |
| ○時○分 | ○時○分 | ○時○分から○時○分まで | ○曜日、○曜日 |
| ○時○分 | ○時○分 | ○時○分から○時○分まで | ○曜日、○曜日 |

 (時間外労働)

第5条　短時間正社員に前条で定める労働時間を超えて、又は前条で定める休日に労働させないことを原則とする。ただし、短時間正社員との協議の上、前条で定める労働時間を超えて、労働させる場合がある。

(年次有給休暇)

第6条　会社は短時間正社員に対し、雇入れ日から起算して6か月が経過した日及び当該日から起算して1年ごとに、勤続期間と1週間の所定労働日数に応じて、次表の通り年次有給休暇を付与する。ただし、当該年次有給休暇を付与する日(以下「付与日」という。)の前1年間(付与日が雇入れ日から6か月を経過した日である場合には、雇入れ日から付与日の前日まで)の全所定労働日における出勤率が8割未満の者には付与しない。

2　前項の規定にかかわらず、1週間の所定労働時間が30時間以上の場合は、週の実所定労働日数に関係なく、所定労働日数は5日とみなす。

3　第1項の週の所定労働日数は、付与日における所定労働日数とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 週所定労働日数 | 勤務期間 |
| 6カ月 | 1年6カ月 | 2年6カ月 | 3年6カ月 | 4年6カ月 | 5年6カ月 | 6年6カ月以上 |
| 5日以上 | 10日 | 11日 | 12日 | 14日 | 16日 | 18日 | 20日 |
| 4日 | 7日 | 8日 | 9日 | 10日 | 12日 | 13日 | 15日 |
| 3日 | 5日 | 6日 | 6日 | 8日 | 9日 | 10日 | 11日 |
| 2日 | 3日 | 4日 | 4日 | 5日 | 6日 | 6日 | 7日 |
| 1日 | 1日 | 2日 | 2日 | 2日 | 3日 | 3日 | 3日 |

第4章　賃金

第7条　短時間正社員の賃金については、正社員の所定労働時間に対する、短時間正社員の所定労働時間の割合に応じて、基本給、○○手当、○○手当を支給する。通勤手当は、所定労働日数が1か月に○日以上の場合は、1か月の通勤定期券代を支給し、1か月に○日未満の場合は、1日当たりの往復運賃に出勤日数を乗じた金額を支給する。

第5章　賞与

第8条　賞与は、正社員の所定労働時間に対する、短時間正社員の所定労働時間の割合に応じて支給する。

第6章　退職金

第9条　退職金算定の際の勤続年数の計算に当たっては、正社員として勤務した期間に、短時間正社員として勤務した期間を通算する。

第7章　社会保険・労働保険の加入

第10条　短時間正社員には、健康保険・厚生年金保険が適用されるため、会社は必要な手続きを取る。

2　雇用保険の被保険者に該当する短時間正社員については、会社は必要な手続きを取る。